

令和6年3月定例月議会議案一覧

議案番号	件名
議案12	副市長の選任について
議案13	公平委員会の委員の選任について
議案14	固定資産評価審査委員会の委員の選任について
議案15	豊明市犯罪被害者等支援条例の制定について
議案16	豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
議案17	豊明市土地区画整理事業業務代行者選定委員会設置条例及び豊明市立地適正化計画策定委員会設置条例の一部改正について
議案18	豊明市地域公共交通会議設置条例の一部改正について
議案19	豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案20	豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
議案21	豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案22	豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案23	豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正について
議案24	豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
議案25	豊明市国民健康保険税条例の一部改正について
議案26	豊明市文化会館条例の一部改正について
議案27	豊明市子ども医療費支給条例の一部改正について
議案28	豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について
議案29	豊明市介護保険条例の一部改正について
議案30	豊明市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

議案 3 1	豊明市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
議案 3 2	豊明市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
議案 3 3	豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
議案 3 4	令和 5 年度豊明市一般会計補正予算（第 1 2 号）について
議案 3 5	令和 5 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
議案 3 6	令和 5 年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
議案 3 7	令和 5 年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 1 2 号

副市長の選任について

下記の者は、令和 6 年 3 月 3 1 日任期満了となるので、同人を再任するものとする。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市沓掛町
氏 名 土 屋 正 典
生年月日

説 明

この案を提出するのは、地方自治法第 1 6 2 条の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第13号

公平委員会の委員の選任について

下記の者は、令和6年3月31日任期満了となるので、同人を再任するものとする。

令和6年2月26日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市沓掛町
氏 名 近 藤 靖
生年月日

説 明

この案を提出するのは、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第14号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

固定資産評価審査委員会の委員早川要氏は、令和6年4月23日任期満了となるので、下記の者を選任するものとする。

令和6年2月26日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市栄町
氏 名 林 知 孝
生年月日

説 明

この案を提出するのは、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第15号

豊明市犯罪被害者等支援条例の制定について
豊明市犯罪被害者等支援条例を別添のように定めるものとする。

令和6年2月26日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、犯罪被害者等のための施策を推進するため必要があるからである。

豊明市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等のための施策を推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護、受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等を支え、誰もが安全に安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に定める犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に定める犯罪被害者等をいう。
- (3) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、加害者及びその関係者の不誠実な言動、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (4) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。
- (5) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安全に安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (6) 関係機関等 犯罪被害者等支援に関係する機関及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、二次被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行うとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害が生ずることのないよう十分配慮すること。
- (2) 犯罪被害者等が社会において孤立することなく、安全に安心して暮らすことができるよう、必要な支援を公正かつ迅速に途切れることなく提供すること。
- (3) 国、県、市町村、民間支援団体その他の関係者が相互に連携を図りながら協力して取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項に定める施策の策定及び実施に当たっては、関係機関等その他関係する者と連携し、及び協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、二次被害を与えることのないよう努めるとともに、犯罪被害者等を孤立させないよう努めなければならない。

2 市民は、市がこの条例に基づき実施する犯罪被害者等支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の就労及び勤務に十分配慮するとともに、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すために必要な各種の手續並びに刑事司法及び民事司法への参加等についても十分に配慮するよう努めなければならない。

2 事業者は、市がこの条例に基づき実施する犯罪被害者等支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

(総合支援窓口の設置)

第7条 市は、この条例に定める支援を総合的に実施するために窓口を設置する。

(相談、情報の提供等)

第8条 市は、犯罪被害者等が直面する様々な問題についての相談に応じ、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第9条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第10条 市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他心身に受けた影響から早期に回復することができるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第11条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難になった犯罪被害者等に対し、居住の安定を図り、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けないようにするため、必要な支援を行うものとする。

(人材の育成等)

第12条 市は、犯罪被害者等への支援の充実を図るため、犯罪被害者等への支援を担う人材の育成を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第13条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害及び再被害の防止の重要性その他犯罪被害者等への支援に関する事項について、市民及び事業者が理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(個人情報の適切な管理)

第14条 市は、犯罪被害者等への支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

(意見の反映)

第15条 市は、犯罪被害者等への支援に当たっては、犯罪被害者等その他市民からの意見を聴き、施策に反映させるよう努めるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第16条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等への支援を行うことが社会通念上適切でないとき認められるときは、犯罪被害者等への支援を行わないことができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第16号

豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別添のよう
に定めるものとする。

令和6年2月26日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年豊明市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議案第 17 号

豊明市土地区画整理事業業務代行者選定委員会設置条例及び豊明市立地適正化計画策定委員会設置条例の一部改正について

豊明市土地区画整理事業業務代行者選定委員会設置条例及び豊明市立地適正化計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、機構改革に伴い必要があるからである。

豊明市土地区画整理事業業務代行者選定委員会設置条例及び豊明市立地
適正化計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例

(豊明市土地区画整理事業業務代行者選定委員会設置条例の一部改正)

第1条 豊明市土地区画整理事業業務代行者選定委員会設置条例（平成30年
豊明市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

(豊明市立地適正化計画策定委員会設置条例の一部改正)

第2条 豊明市立地適正化計画策定委員会設置条例（平成30年豊明市条例第
6号）の一部を次のように改正する。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第18号

豊明市地域公共交通会議設置条例の一部改正について
豊明市地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和6年2月26日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、道路運送法の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例

豊明市地域公共交通会議設置条例（平成31年豊明市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「乗合」及び「、運賃、料金」を削る。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第19号

豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和6年2月26日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い改正する必要があるからである。

豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

豊明市職員の育児休業等に関する条例（平成4年豊明市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第20号

豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和6年2月26日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、豊明市特別職報酬審議会による答申を受け改正する必要があるからである。

豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和49年豊明市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表中「499,000円」を「500,000円」に、「445,000円」を「446,000円」に、「405,000円」を「406,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 2 1 号

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、市街地整備アドバイザーを廃止するために必要があるからである。

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年豊明市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表市街地整備アドバイザーの項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 22 号

豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方自治法、豊明市職員の給与に関する条例及び豊
明市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用等に関する条例の
一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年豊明市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第15条第1項中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第15条の2 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6月以上の職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内の在職期間において、第7条の規定により支給された報酬（第8条に規定する初任給調整に係る報酬、第11条に規定する時間外勤務に係る報酬、第12条に規定する休日勤務に係る報酬、第13条に規定する夜間勤務に係る報酬及び第16条に規定する特殊勤務に係る報酬を除く。）の1月当たりの平均額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第20条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

別表1の表から3の表までを次のように改める。

1 行政職報酬表（一）

号給	報酬月額
	円
1	162,100
2	163,200
3	164,400

4	1 6 5, 5 0 0
5	1 6 6, 6 0 0
6	1 6 7, 7 0 0
7	1 6 8, 8 0 0
8	1 6 9, 9 0 0
9	1 7 0, 9 0 0
1 0	1 7 2, 3 0 0
1 1	1 7 3, 6 0 0
1 2	1 7 4, 9 0 0
1 3	1 7 6, 1 0 0
1 4	1 7 7, 6 0 0
1 5	1 7 9, 1 0 0
1 6	1 8 0, 7 0 0
1 7	1 8 1, 8 0 0
1 8	1 8 3, 2 0 0
1 9	1 8 4, 6 0 0
2 0	1 8 6, 0 0 0
2 1	1 8 7, 3 0 0
2 2	1 8 9, 6 0 0
2 3	1 9 1, 8 0 0
2 4	1 9 4, 0 0 0
2 5	1 9 6, 2 0 0
2 6	1 9 7, 9 0 0
2 7	1 9 9, 4 0 0
2 8	2 0 0, 9 0 0
2 9	2 0 2, 4 0 0
3 0	2 0 3, 8 0 0
3 1	2 0 5, 2 0 0
3 2	2 0 6, 6 0 0

3 3	2 0 8, 0 0 0
3 4	2 0 9, 3 0 0
3 5	2 1 0, 6 0 0
3 6	2 1 1, 9 0 0
3 7	2 1 3, 2 0 0
3 8	2 1 4, 4 0 0
3 9	2 1 5, 6 0 0
4 0	2 1 6, 7 0 0
4 1	2 1 7, 8 0 0
4 2	2 1 8, 9 0 0
4 3	2 1 9, 9 0 0
4 4	2 2 0, 9 0 0
4 5	2 2 1, 8 0 0
4 6	2 2 2, 7 0 0
4 7	2 2 3, 6 0 0
4 8	2 2 4, 5 0 0
4 9	2 2 5, 4 0 0
5 0	2 2 6, 3 0 0
5 1	2 2 7, 2 0 0
5 2	2 2 8, 1 0 0
5 3	2 2 8, 9 0 0
5 4	2 2 9, 8 0 0
5 5	2 3 0, 7 0 0
5 6	2 3 1, 5 0 0
5 7	2 3 1, 8 0 0
5 8	2 3 2, 6 0 0
5 9	2 3 3, 3 0 0
6 0	2 3 3, 9 0 0
6 1	2 3 4, 5 0 0

6 2	2 3 5, 2 0 0
6 3	2 3 5, 8 0 0
6 4	2 3 6, 3 0 0
6 5	2 3 6, 8 0 0

備考 この表は、他の報酬表の適用を受けないすべての職員に適用する。

2 行政職報酬表（二）

号給	報酬月額
	円
1	1 4 7, 1 0 0
2	1 4 8, 1 0 0
3	1 4 9, 1 0 0
4	1 5 0, 1 0 0
5	1 5 1, 2 0 0
6	1 5 2, 3 0 0
7	1 5 3, 4 0 0
8	1 5 4, 4 0 0
9	1 5 5, 3 0 0
1 0	1 5 6, 4 0 0
1 1	1 5 7, 5 0 0
1 2	1 5 8, 6 0 0
1 3	1 5 9, 5 0 0
1 4	1 6 0, 6 0 0
1 5	1 6 1, 8 0 0
1 6	1 6 2, 9 0 0
1 7	1 6 4, 0 0 0
1 8	1 6 5, 4 0 0
1 9	1 6 6, 7 0 0
2 0	1 6 7, 9 0 0
2 1	1 6 9, 0 0 0

2 2	1 7 0, 2 0 0
2 3	1 7 1, 4 0 0
2 4	1 7 2, 6 0 0
2 5	1 7 3, 7 0 0
2 6	1 7 5, 2 0 0
2 7	1 7 6, 7 0 0
2 8	1 7 8, 2 0 0
2 9	1 7 9, 6 0 0
3 0	1 8 1, 0 0 0
3 1	1 8 2, 5 0 0
3 2	1 8 4, 0 0 0
3 3	1 8 5, 4 0 0
3 4	1 8 7, 1 0 0
3 5	1 8 8, 8 0 0
3 6	1 9 0, 5 0 0
3 7	1 9 2, 2 0 0
3 8	1 9 3, 3 0 0
3 9	1 9 4, 7 0 0
4 0	1 9 5, 8 0 0
4 1	1 9 6, 8 0 0
4 2	1 9 8, 2 0 0
4 3	1 9 9, 4 0 0
4 4	2 0 0, 6 0 0
4 5	2 0 2, 1 0 0
4 6	2 0 3, 1 0 0
4 7	2 0 4, 0 0 0
4 8	2 0 5, 1 0 0
4 9	2 0 6, 2 0 0
5 0	2 0 7, 2 0 0

5 1	2 0 8, 1 0 0
5 2	2 0 9, 1 0 0
5 3	2 1 0, 2 0 0
5 4	2 1 1, 2 0 0
5 5	2 1 2, 1 0 0
5 6	2 1 3, 0 0 0
5 7	2 1 3, 9 0 0
5 8	2 1 4, 5 0 0
5 9	2 1 5, 2 0 0
6 0	2 1 6, 0 0 0
6 1	2 1 6, 8 0 0
6 2	2 1 7, 3 0 0
6 3	2 1 7, 8 0 0
6 4	2 1 8, 3 0 0
6 5	2 1 8, 8 0 0
6 6	2 1 9, 4 0 0
6 7	2 2 0, 0 0 0
6 8	2 2 0, 5 0 0
6 9	2 2 0, 8 0 0
7 0	2 2 1, 1 0 0
7 1	2 2 1, 4 0 0
7 2	2 2 1, 7 0 0
7 3	2 2 1, 9 0 0
7 4	2 2 2, 3 0 0
7 5	2 2 2, 6 0 0
7 6	2 2 3, 0 0 0
7 7	2 2 3, 2 0 0

備考 この表は、運転手、調理員、清掃手、用務員その他の職員で市長が規則で定めるものに適用する。

3 教育職報酬表

号給	報酬月額
	円
1	198,000
2	200,200
3	202,300
4	204,600
5	206,700
6	208,900
7	211,000
8	213,200
9	215,400
10	217,900
11	220,300
12	222,500
13	225,000
14	226,700
15	228,200
16	229,800
17	231,500
18	232,900
19	234,100
20	235,400
21	237,200
22	238,900
23	240,600
24	242,300
25	243,800
26	245,900

27	247,800
28	249,800
29	251,500
30	254,000
31	256,400
32	258,900
33	261,300
34	263,800
35	266,100

備考 この表は、豊明市立小・中学校に勤務する教員補助員及びこれらに準ずる業務に従事する職員で市長が規則で定めるものに適用する。

別表4の表中「290,000」を「293,000」に、別表5の表中「378,000」を「382,000」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(令和7年3月31日までの間における地域手当相当額に関する特例)

第2条 令和7年3月31日までの間における地域手当相当額の支給に関する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、この規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第2項	100分の15	100分の15を超えない範囲内で市長が規則で定める割合
--------	---------	-----------------------------

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

議案第23号

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正について
豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例を
別添のように定めるものとする。

令和6年2月26日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、豊明市特別職報酬審議会による答申を受け改正する
必要があるからである。

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（昭和49年豊明市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

別表中「985,000円」を「987,000円」に、「804,000円」を「806,000円」に、「740,000円」を「742,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第24号

豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和6年2月26日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地域手当に関する特例について改正する必要があるからである。

豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和2年豊明市条例
第27号）の一部を次のように改正する。

附則第2条（見出しを含む。）中「令和6年3月31日」を「令和7年3月
31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 25 号

豊明市国民健康保険税条例の一部改正について

豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、国民健康保険税の適正化を図るため及び地方税法等の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊明市国民健康保険税条例（昭和47年豊明市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第3条第1項中「6.4」を「6.9」に改める。

第4条中「25,000円」を「27,200円」に改める。

第5条第1号中「20,900円」を「21,300円」に改め、同条第2号中「10,450円」を「10,650円」に改め、同条第3号中「15,675円」を「15,975円」に改める。

第6条中「2.05」を「2.25」に改める。

第7条中「7,500円」を「8,400円」に改める。

第8条第1号中「6,100円」を「6,400円」に改め、同条第2号中「3,050円」を「3,200円」に改め、同条第3号中「4,575円」を「4,800円」に改める。

第9条中「1.75」を「1.9」に改める。

第10条中「8,800円」を「9,500円」に改める。

第11条中「5,100円」を「5,200円」に改める。

第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第1号ア中「17,500円」を「19,040円」に改め、同号イ（ア）中「14,630円」を「14,910円」に改め、同号イ（イ）中「7,315円」を「7,455円」に改め、同号イ（ウ）中「10,973円」を「11,183円」に改め、同号ウ中「5,250円」を「5,880円」に改め、同号エ（ア）中「4,270円」を「4,480円」に改め、同号エ（イ）中「2,135円」を「2,240円」に改め、同号エ（ウ）中「3,203円」を「3,360円」に改め、同号オ中「6,160円」を「6,650円」に改め、同号カ中「3,570円」を「3,640円」に改め、同項第2号ア中「12,500円」を「13,600円」に改め、同号イ（ア）中「10,450円」を「10,650円」に改め、同号イ（イ）中「5,225円」を「5,325円」に改め、同号イ（ウ）中「7,838円」を「7,988円」に改め、同

号ウ中「3, 750円」を「4, 200円」に改め、同号エ（ア）中「3, 050円」を「3, 200円」に改め、同号エ（イ）中「1, 525円」を「1, 600円」に改め、同号エ（ウ）中「2, 288円」を「2, 400円」に改め、同号オ中「4, 400円」を「4, 750円」に改め、同号カ中「2, 550円」を「2, 600円」に改め、同項第3号ア中「5, 000円」を「5, 440円」に改め、同号イ（ア）中「4, 180円」を「4, 260円」に改め、同号イ（イ）中「2, 090円」を「2, 130円」に改め、同号イ（ウ）中「3, 135円」を「3, 195円」に改め、同号ウ中「1, 500円」を「1, 680円」に改め、同号エ（ア）中「1, 220円」を「1, 280円」に改め、同号エ（イ）中「610円」を「640円」に改め、同号エ（ウ）中「915円」を「960円」に改め、同号オ中「1, 760円」を「1, 900円」に改め、同号カ中「1, 020円」を「1, 040円」に改め、同条第2項第1号ア中「3, 750円」を「4, 080円」に改め、同号イ中「6, 250円」を「6, 800円」に改め、同号ウ中「10, 000円」を「10, 880円」に改め、同号エ中「12, 500円」を「13, 600円」に改め、同項第2号ア中「1, 125円」を「1, 260円」に改め、同号イ中「1, 875円」を「2, 100円」に改め、同号ウ中「3, 000円」を「3, 360円」に改め、同号エ中「3, 750円」を「4, 200円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の豊明市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第26号

豊明市文化会館条例の一部改正について
豊明市文化会館条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和6年2月26日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、豊明市文化会館の附属設備として、カラオケ機材を導入することに伴い、使用料を定めるため必要があるからである。

豊明市文化会館条例の一部を改正する条例

豊明市文化会館条例（平成5年豊明市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第2 その他の部その他の款に次のように加える。

8 2	カラオケ機材	1 式	500
-----	--------	-----	-----

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 27 号

豊明市子ども医療費支給条例の一部改正について

豊明市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、受給資格者の規定を整理するため必要があるからである。

豊明市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

豊明市子ども医療費支給条例（昭和48年豊明市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者であつて、豊明市中心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年豊明市条例第14号）の規定による心身障害者医療費の助成を受けることができるもの（同条例第2条第1号から第4号までの規定に該当する者に限る。）
- (3) 6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者であつて、豊明市母子・父子家庭医療費支給条例（昭和53年豊明市条例第32号）による母子・父子家庭医療費の助成を受けることができるもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の豊明市子ども医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給について適用し、同日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

議案第 28 号

豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について
豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別添の
ように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、受給資格者の適用除外規定を整理するため必要があ
るからである。

豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年豊明市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号を次のように改める。

（4） 第2条第1号から第4号までに該当する者であって、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの

第4条第5号中「者であって、」の次に「豊明市子ども医療費支給条例（昭和48年豊明市条例第1号）第3条の規定及び」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給について適用し、同日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

議案第 29 号

豊明市介護保険条例の一部改正について
豊明市介護保険条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、第 9 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定における介護保険料の改定に伴い必要があるからである。

豊明市介護保険条例の一部を改正する条例

豊明市介護保険条例（平成12年豊明市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「30,600円」を「31,400円」に改め、同項第2号中「44,200円」を「45,400円」に改め、同項第3号中「47,600円」を「45,700円」に改め、同項第4号中「61,200円」を「62,900円」に改め、同項第5号中「68,100円」を「69,900円」に改め、同項第6号中「81,700円」を「83,800円」に改め、同号イ中「又は」を「、」に改め、「第12号イ」の次に「、第13号イ又は第14号イ」を加え、同項第7号中「88,500円」を「90,800円」に改め、同号イ中「又は」を「、」に改め、「第12号イ」の次に「、第13号イ又は第14号イ」を加え、同項第8号中「95,300円」を「97,800円」に改め、同号ア中「290万円未満」を「320万円未満」に改め、同号イ中「又は」を「、」に改め、「第12号イ」の次に「、第13号イ又は第14号イ」を加え、同項第9号中「102,100円」を「111,800円」に改め、同号ア中「320万円未満」を「420万円未満」に改め、同号イ中「又は」を「、」に改め、「第12号イ」の次に「、第13号イ又は第14号イ」を加え、同項第10号中「108,900円」を「125,800円」に改め、同号ア中「500万円未満」を「520万円未満」に改め、同号イ中「又は」を「、」に改め、「第12号イ」の次に「、第13号イ又は第14号イ」を加え、同項第11号中「122,500円」を「139,800円」に改め、同号ア中「800万円未満」を「620万円未満」に改め、同号イ中「又は」を「、」に改め、「次号イ」の次に「、第13号イ又は第14号イ」を加え、同項第12号中「136,200円」を「153,700円」に改め、同号ア中「1,000万円未満」を「720万円未満」に改め、同号イ中「に該当する者」の前に「、次号イ又は第14号イ」を加え、同項第13号中「149,800円」を「181,700円」に改め、同号を同項第15号とし、同項第12号の次に次の2号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 160,700円

ア 合計所得金額が920万円未満であり、かつ前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 174,700円

ア 合計所得金額が1,200万円未満であり、かつ前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第6条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「20,400円」を「19,900円」に改め、同項第2号中「30,600円」を「31,400円」に改め、同項第3号中「44,200円」を「45,400円」に改める。

第8条第3項中「(1)」を「同号イ(1)」に、「又は第9号ロ」を「第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第9号」を「第13号」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の第6条の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 30 号

豊明市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

豊明市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

豊明市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成28年豊明市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第11項」を「第10項」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 基準省令第3条の2第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第10条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 基準省令第10条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第13条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 基準省令第26条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第16条第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改

め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 基準省令第40条の8第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第19条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 基準省令第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第24条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第26条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

- (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）

との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第27条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第30条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関

その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第31条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第34条の見出し中「協力病院等」を「協力医療機関等」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

第34条第1項に次の3号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第34条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第35条第2項第2号から第6号まで並びに第40条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 31 号

豊明市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

豊明市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

豊明市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成28年豊明市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3） 基準省令第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録第12条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第14条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

（1） 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

（2） 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第15条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 3 2 号

豊明市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
豊明市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別添のよう
に定めるものとする。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方自治法の一部を改正する法律が施行されること
に伴い、必要があるからである。

豊明市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

豊明市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年豊明市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 33 号

豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

豊明市消防団員等公務災害補償条例（昭和47年豊明市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440」を「12,500」に、「13,320」を「13,350」に、「10,670」を「10,800」に、「11,550」を「11,650」に、「8,900」を「9,100」に、「9,790」を「9,950」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の豊明市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた豊明市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 3 4 号

令和 5 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 1 2 号）

議案第 3 4 号

令和 5 年度豊明市一般会計補正予算（第 1 2 号）

令和 5 年度豊明市の一般会計補正予算（第 1 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 0 4 2, 1 5 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 6, 9 5 6, 3 9 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の廃止及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		10,956,524	130,000	11,086,524
	2 固定資産税	4,658,862	130,000	4,788,862
2 地方譲与税		147,500	0	147,500
	3 森林環境譲与税	7,500	0	7,500
9 地方特例交付金		90,000	6,360	96,360
	1 地方特例交付金	85,000	3,241	88,241
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填 特別交付金	5,000	3,119	8,119
10 地方交付税		2,025,450	153,450	2,178,900
	1 地方交付税	2,025,450	153,450	2,178,900
13 使用料及び手数料		127,586	26,106	153,692
	1 使用料	88,181	26,106	114,287
14 国庫支出金		3,448,698	1,146,370	4,595,068
	1 国庫負担金	2,903,038	50,988	2,954,026
	2 国庫補助金	415,878	1,132,664	1,548,542
	3 委託金	11,933	388	12,321
	4 国庫交付金	117,849	-37,670	80,179

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 県支出金		1,975,067	-66,169	1,908,898
	1 県負担金	1,142,478	1,703	1,144,181
	2 県補助金	681,217	-51,606	629,611
	3 委託金	145,802	-13,508	132,294
	4 県交付金	5,570	-2,758	2,812
16 財産収入		7,546	3,667	11,213
	1 財産運用収入	7,076	153	7,229
	2 財産売払収入	470	3,514	3,984
17 寄附金		223,653	53,040	276,693
	1 寄附金	223,653	53,040	276,693
18 繰入金		1,924,248	-187,000	1,737,248
	1 基金繰入金	1,881,021	-187,000	1,694,021
19 繰越金		1,059,377	85,620	1,144,997
	1 繰越金	1,059,377	85,620	1,144,997
20 諸収入		602,997	9,409	612,406
	1 延滞金、加算金 及び過料	8,000	4,000	12,000
	5 雑入	450,992	5,409	456,401

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		236,473	-10,093	226,380
	1 議会費	236,473	-10,093	226,380
2 総務費		3,778,471	-222,483	3,555,988
	1 総務管理費	3,169,052	-181,632	2,987,420
	2 徴税費	327,455	-2,320	325,135
	3 戸籍住民基本台帳費	145,862	9,206	155,068
	4 選挙費	83,676	-44,420	39,256
	5 統計調査費	5,158	-487	4,671
	6 監査委員費	24,503	-270	24,233
	7 交通安全対策費	22,765	-2,560	20,205
3 民生費		11,937,146	281,934	12,219,080
	1 社会福祉費	5,928,628	365,641	6,294,269
	2 児童福祉費	4,403,747	-83,486	4,320,261
	3 生活保護費	1,576,577	-221	1,576,356
4 衛生費		2,238,590	-197,600	2,040,990
	1 保健衛生費	1,127,800	-137,877	989,923
	2 清掃費	1,110,790	-59,723	1,051,067

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 労働費		3,038	-3,000	38
	1 労働諸費	3,038	-3,000	38
6 農林水産業費		251,356	-13,514	237,842
	1 農業費	251,339	-13,514	237,825
7 商工費		294,486	-1,441	293,045
	1 商工費	294,486	-1,441	293,045
8 土木費		2,069,057	-80,142	1,988,915
	1 土木管理費	91,854	-1,746	90,108
	2 道路橋梁費	598,548	-3,350	595,198
	3 河川費	107,716	-7,000	100,716
	4 都市計画費	1,270,939	-68,046	1,202,893
9 消防費		888,512	-5,025	883,487
	1 消防費	888,512	-5,025	883,487
10 教育費		2,864,528	-81,975	2,782,553
	1 教育総務費	800,421	-19,501	780,920
	2 小学校費	492,919	-30,013	462,906
	3 中学校費	227,997	-9,889	218,108

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	4 社会教育費	315,165	-4,718	310,447
	5 保健体育費	1,028,026	-17,854	1,010,172
13 諸支出金		15,596	1,375,492	1,391,088
	1 基金費	15,596	1,375,492	1,391,088
歳 出 合 計		25,914,238	1,042,153	26,956,391

第2表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民記録電算処理事業	16,115
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルス予防接種事業	9,406
8 土木費	4 都市計画費	都市計画事務事業	2,213
8 土木費	4 都市計画費	街路事務事業	6,160
合 計			33,894

変更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	公共施設管理事業	156,910	公共施設管理事業	174,461

第3表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
共生交流プラザに係る指定管理者の指定（追加分）	令和6年度から 令和8年度まで	55,892

第4表 地方債補正

廃止

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
清掃事務所屋根防水改修工事	7,100	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
避難所用照明器具購入事業	1,600			
新給食センター用地購入事業	139,500			

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
保育園改修事業	千円 61,400	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借 り入れる政府資金及び地方公 共団体金融機構資金について、 利率の見直しを行った後にお いては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関 については、その融資条件に よる。ただし、財政の都合によ り償還年限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利債に借換 えすることができる。
学校施設改修事業	302,200			
図書館改修事業	76,200			
勅使グラウンド改修事業	50,600			
間米南部土地区画整理事業	182,700			
三崎 1 4 号線改良事業	9,900			
臨時財政対策債	147,800			
起 債 の 目 的	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
保育園改修事業	千円 36,100	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借 り入れる政府資金及び地方公 共団体金融機構資金について、 利率の見直しを行った後にお いては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関 については、その融資条件に よる。ただし、財政の都合によ り償還年限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利債に借換 えすることができる。
学校施設改修事業	256,700			
図書館改修事業	83,800			
勅使グラウンド改修事業	33,200			
間米南部土地区画整理事業	161,500			
三崎 1 4 号線改良事業	12,900			
臨時財政対策債	76,100			

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

1 款 市税

2 項 固定資産税

目	補正前の額	補正額	計
1. 固定資産税	4,652,549	130,000	4,782,549
計	4,658,862	130,000	4,788,862

2 款 地方譲与税

3 項 森林環境譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1. 森林環境譲与税	7,500	0	7,500
計	7,500	0	7,500

9 款 地方特例交付金

1 項 地方特例交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方特例交付金	85,000	3,241	88,241
計	85,000	3,241	88,241

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年課税分	130,000	土地・家屋・償却資産 130,000 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 森林環境譲与税	0	森林環境譲与税 0

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 地方特例交付金	3,241	地方特例交付金 3,241 増

9 款 地方特例交付金

2 項 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	5,000	3,119	8,119
計	5,000	3,119	8,119

10 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 地方交付税	2,025,450	153,450	2,178,900
計	2,025,450	153,450	2,178,900

13 款 使用料及び手数料

1 項 使用料

目	補正前の額	補 正 額	計
3. 衛生使用料	22,007	26,213	48,220
5. 土木使用料	34,838	-107	34,731
計	88,181	26,106	114,287

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	3,119	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 3,119 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 地方交付税	153,450	普通交付税 153,450 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 保健衛生使用料	26,213	休日診療所使用料 26,213 増
1. 道路・河川使用料	-107	道路占用料 118 減 公共用物使用料 11 増

14 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費国庫負担金	2,899,251	-30,325	2,868,926
2. 衛生費国庫負担金	3,787	81,313	85,100
計	2,903,038	50,988	2,954,026

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	34,308	983,673	1,017,981

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 児童福祉費負担金	-30,289	児童扶養手当負担金 4,136 減 児童手当負担金 26,153 減
5. 国民健康保険基盤安定負担金	-17	国民健康保険基盤安定負担金 17 減
6. 国民健康保険未就学児均等割保険税負担金	-78	国民健康保険未就学児均等割保険税負担金 78 減
10. 国民健康保険産前産後保険税負担金	59	国民健康保険産前産後保険税負担金 59
1. 衛生費負担金	81,313	新型コロナウイルス対策事業費等負担金 81,313

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 戸籍住民基本台帳費補助金	19,522	個人番号カード交付事務費補助金 6,619 増 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 12,903 増
2. 電算管理費補助金	-9,225	デジタル基盤改革支援補助金 9,225 減

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
(総務費国庫補助金)			
2. 民生費国庫補助金	245,687	1,557	247,244
3. 衛生費国庫補助金	6,380	154,566	160,946
4. 農林水産業費国庫補助金	2,896	-234	2,662
5. 土木費国庫補助金	121,678	-9,785	111,893

単位：千円

節		説明
区分	金額	
3. 企画費補助金	973,376	マイナポイント事業費補助金 6,639 減 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時 交付金 336,231 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 643,784
3. 児童福祉費補助金	1,940	児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金 3,277 増 子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金 163 増 子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金 1,500 減
4. 保育園費補助金	-383	子育て支援員研修補助金 383 減
1. 衛生費補助金	154,566	新型感染症対策事業費等補助金 107,900 出産・子育て応援交付金事業費補助金 46,666
1. 農業費補助金	-234	水田農業経営所得安定対策推進費補助金 194 増 地域計画策定推進緊急対策事業費補助金 428 減
1. 道路橋梁費補助金	-2,082	道路局所管補助金 2,082 減
2. 都市計画費補助金	-7,703	住宅・建築物安全ストック形成事業補助金 2,412 減 空家再生等推進事業補助金 311 減 地籍整備推進調査費補助金 4,980 減

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
7. 教育費国庫補助金	2,687	2,887	5,574
計	415,878	1,132,664	1,548,542

14 款 国庫支出金

3 項 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費委託金	669	388	1,057
計	11,933	388	12,321

14 款 国庫支出金

4 項 国庫交付金

目	補正前の額	補正額	計
4. 土木費国庫交付金	54,275	-37,670	16,605
計	117,849	-37,670	80,179

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 学校施設整備費補助金	2,887	公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金 2,887

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 戸籍住民基本台帳事務委託金	388	中長期在留者住居地届出等事務委託金 388 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 道路橋梁費交付金	-37,670	社会資本整備総合交付金 37,670 減

15 款 県支出金

1 項 県負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 民生費県負担金	1,140,157	1,703	1,141,860
計	1,142,478	1,703	1,144,181

15 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費県補助金	1,384	4,354	5,738

単位：千円

節		金額	説明	
区分	説明		金額	
3. 児童福祉費負担金		-6,814	児童手当県負担金	6,814 減
6. 国民健康保険基盤安定負担金		1,477	国民健康保険基盤安定負担金	1,477 増
7. 国民健康保険未就学児均等割保険税負担金		-38	国民健康保険未就学児均等割保険税負担金	38 減
8. 後期高齢者医療保険基盤安定負担金		7,048	後期高齢者医療保険基盤安定負担金	7,048 増
12. 国民健康保険産前産後保険税負担金		30	国民健康保険産前産後保険税負担金	30

単位：千円

節		金額	説明	
区分	説明		金額	
1. 企画費補助金		2,447	元気な愛知の市町村づくり補助金	2,447
4. 防犯対策費補助金		1,000	自主防犯活動促進事業費補助金	1,000
5. 電算管理費補助金		907	元気な愛知の市町村づくり補助金	907

15 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費県補助金	479,471	5,006	484,477
3. 衛生費県補助金	63,803	-50,002	13,801
4. 労働費県補助金	2,250	-2,250	0
5. 農林水産業費県補助金	20,655	-161	20,494
7. 土木費県補助金	17,401	-2,511	14,890
9. 教育費県補助金	51,840	-6,042	45,798
計	681,217	-51,606	629,611

単位：千円

節		説 明	
区 分	金 額		
6. 保育園費補助金	5,006	保育所等給食費軽減対策支援金	5,006 増
2. 保健衛生費補助金	-50,002	骨髄提供者助成事業費補助金	105 減
		出産・子育て応援交付金事業費補助金	49,897 減
1. 労働諸費補助金	-2,250	首都圏人材確保支援事業費補助金	2,250 減
1. 農業費補助金	-161	土地改良事業費補助金	2,010 減
		農地利用最適化交付金	1,849 増
1. 都市計画費補助金	-2,511	市町村土木補助事業補助金	1,147 減
		住宅・建築物安全ストック形成事業補助金	1,208 減
		空家等対策推進事業補助金	156 減
1. 教育振興費補助金	-6,042	外国人児童生徒日本語教育支援事業費補助金	5,215 減
		放課後子ども教室推進事業費補助金	3,840 減
		教育支援体制整備事業費補助金	3,013

15 款 県支出金
3 項 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費委託金	140,144	-13,508	126,636
計	145,802	-13,508	132,294

15 款 県支出金
4 項 県交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
2. 土木費県交付金	4,300	-2,895	1,405
3. 市町村事務移譲交付金	1,250	137	1,387
計	5,570	-2,758	2,812

16 款 財産収入
1 項 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計
2. 利子及び配当金	5,822	153	5,975

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 徴税費委託金	7,000	県民税徴収事務取扱委託金 7,000 増
3. 選挙費委託金	-20,021	愛知県議会議員選挙委託金 20,021 減
4. 統計調査費委託金	-487	住宅・土地統計調査委託金 487 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 緑化事業費交付金	-2,895	あいち森と緑づくり事業交付金 2,895 減
1. 市町村事務移譲交付金	137	自立支援医療費支給等事務交付金 137 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 利子及び配当金	153	財政調整基金利子 105 増 福祉基金利子 48 増

16 款 財産収入

1 項 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
(利子及び配当金)			
計	7,076	153	7,229

16 款 財産収入

2 項 財産売払収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 不動産売払収入	470	3,514	3,984
計	470	3,514	3,984

17 款 寄附金

1 項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般寄附金	223,653	53,040	276,693
計	223,653	53,040	276,693

単位：千円

節		説明
区分	金額	
		森林環境譲与税基金利子 0

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 土地建物売払代金	3,514	土地建物売払代金 3,514 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 一般寄附金	53,040	競馬場周辺整備事業寄附金 58,490 増
		教育費寄附金 50 増
		緊急生活支援事業寄附金 500
		企業版ふるさと納税寄附金 6,000 減

18 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
3. 福祉基金繰入金	472,000	-323,000	149,000
4. 教育施設建設及び整備基金繰入金	146,000	136,000	282,000
計	1,881,021	-187,000	1,694,021

19 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1,059,377	85,620	1,144,997
計	1,059,377	85,620	1,144,997

20 款 諸収入

1 項 延滞金、加算金及び過料

目	補正前の額	補正額	計
1. 延滞金	8,000	4,000	12,000
計	8,000	4,000	12,000

単位：千円

節		金額	説明
区分			
1. 福祉基金繰入金		-323,000	福祉基金繰入金 323,000 減
1. 教育施設建設及び整備基金繰入金		136,000	教育施設建設及び整備基金繰入金 136,000 増

単位：千円

節		金額	説明
区分			
1. 繰越金		85,620	前年度繰越金 85,620 増

単位：千円

節		金額	説明
区分			
1. 延滞金		4,000	諸税延滞金 4,000 増

20 款 諸収入
5 項 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
3. 雑入	450,549	5,409	455,958
計	450,992	5,409	456,401

21 款 市債
1 項 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務債	562,000	-87,700	474,300

単位：千円

節		説明
区分	金額	
3. 消防団員退職報償金	-1,582	消防団員退職報償金 1,582 減
5. 雑入	6,991	太陽光発電パネル撤去・再設置工事費負担金 1,194 減 防災防犯対策課雑入 325 増 訓練等給付費過年度返還金 4,260 廃食用油売却金 600 増 資源売却金 3,000 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 保育園改修事業債	-25,300	保育園改修事業 25,300 減
3. 学校施設改修事業債	-45,500	学校施設改修事業 45,500 減
5. 図書館改修事業債	7,600	図書館改修事業 7,600 増
6. 勅使グラウンド改修事業債	-17,400	勅使グラウンド改修事業 17,400 減

21 款 市債
1 項 市債

目	補正前の額	補正額	計
(総務債)			
3. 土木債	245,200	-18,200	227,000
4. 臨時財政対策債	147,800	-71,700	76,100
5. 消防債	17,300	-1,600	15,700
6. 教育債	139,500	-139,500	0
計	1,197,800	-318,700	879,100

単位：千円

節		金額	説明	
区分				
10. 清掃事務所改修事業債	-7,100	清掃事務所屋根防水改修事業	7,100 減	
3. 市街地開発事業債	-21,200	間米南部土地区画整理事業	21,200 減	
5. 街路事業債	3,000	三崎14号線改良事業	3,000 増	
1. 臨時財政対策債	-71,700	臨時財政対策債	71,700 減	
2. 災害対策事業債	-1,600	避難所用照明器具購入事業	1,600 減	
1. 調理場整備事業債	-139,500	新給食センター用地購入事業	139,500 減	

歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 議会費	236,473	-10,093	226,380	1. 報酬	-450
				2. 給料	-3,500
				3. 職員手当等	-2,216
				8. 旅費	-2,366
				9. 交際費	-28
				10. 需用費	-544
				消耗品費	-154
				食糧費	-68
				印刷製本費	-322
				12. 委託料	-609
13. 使用料及び賃借料	-50				
18. 負担金、補助及び交付金	-330				
計	236,473	-10,093	226,380		

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	529,336	-5,833	523,503	12. 委託料	-5,444
				18. 負担金、補助及び交付金	-389

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 議会人件費	-3,500				-3,500	一般職給 3,500 減
2 議員活動事業	-4,912				-4,912	市議会議員報酬 64 減 期末手当 2,216 減 費用弁償及び普通旅費 815 減 調査旅費 1,539 減 議長・議会交際費 28 減 政務活動費交付金 250 減
3 事務局事業	-1,601				-1,601	議会庶務事務 386 減 会計年度任用職員費用弁償 12 減 消耗品費 154 減 食糧費 68 減 印刷製本費 322 減 会議録作成等業務委託料 609 減 バス等借上料 50 減
4 負担金事業	-80				-80	市議会議長会等負担金 80 減
計	-10,093				-10,093	
	-10,093				-10,093	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 庁舎管理事業	-5,444				-5,444	庁舎警備委託料 1,597 減 窓口案内業務委託料 3,847 減
3 契約検査事業	-389				-389	

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(一般管理費)					
2. 秘書人事管理 費	914,509	-25,542	888,967	4. 共済費	-23,582
				8. 旅費	-360
				12. 委託料	-1,430
				18. 負担金、補助及 び交付金	-170
3. 文書費	24,869	-573	24,296	11. 役務費	-573
				通信運搬費	-573
4. 広報費	18,479	-1,161	17,318	10. 需用費	-1,000
				印刷製本費	-1,000
				12. 委託料	-161
5. 財政管理費	14,196	-940	13,256	8. 旅費	-100

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
						あいち電子調達共同システム負担金 389 減
計	-5,833				-5,833	
1 秘書人事人件費	-23,582				-23,582	職員共済組合負担金 15,000 減 職員共済組合事務費負担金 3,630 減 社会保険掛金負担金 3,800 減 社会保険児童手当拠出金 62 減 雇用保険掛金負担金 319 減 労働者災害補償保険負担金 771 減
2 職員健康診断事業	-640				-640	職員健康診断等委託料 640 減
3 職員研修事業	-1,320				-1,320	研修旅費 360 減 職員研修委託料 790 減 実務研修費負担金 170 減
計	-25,542				-25,542	
1 文書事業	-573				-573	通信運搬費 573 減
計	-573				-573	
1 広報活動事業	-1,161				-1,161	印刷製本費 1,000 減 広報配送業務委託料 68 減 市政記録映画制作委託料 60 減 広報等記録写真撮影委託料 33 減
計	-1,161				-1,161	
2 財政管理事務事業	-940				-940	普通旅費 100 減

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(財政管理費)				10. 需用費	-840
				消耗品費	-600
				印刷製本費	-240
6. 会計管理費	24,329	-1,411	22,918	12. 委託料	-756
				13. 使用料及び賃借料	-655
7. 財産管理費	1,174,319	-115,060	1,059,259	10. 需用費	-8,875
				光熱水費	-8,875
				11. 役務費	-235
				保険料	-235
				12. 委託料	-11,446
				14. 工事請負費	-68,286
				16. 公有財産購入費	-25,556
17. 備品購入費	-662				
8. 企画費	110,795	-13,785	97,010	1. 報酬	-957
				8. 旅費	-202

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
						消耗品費 600 減 印刷製本費 240 減
計	-940				-940	
1 会計管理事業	-1,411				-1,411	電算関係委託料 756 減 口座振込伝送システム使用料 655 減
計	-1,411				-1,411	
1 庁舎維持管理事業	-8,875				-8,875	光熱水費 8,875 減
2 公用車管理事業	-897				-897	保険料 235 減 自動車購入費 662 減
3 財産管理事務事業	-27,556				-27,556	測量等委託料 2,000 減 土地購入費 25,556 減
4 公共施設管理事業	-77,732		-87,700	-30,194	40,162	調査・点検業務等委託料 7,116 減 小中学校エレベーター更新等工事設計業務委託料 2,330 減 民生費営繕工事費 35,570 減 教育費営繕工事費 29,140 減 館保育園砂場等設置工事費 776 減 豊明中学校特別教室棟屋上防水改修工事費 2,800 減
計	-115,060		-87,700	-30,194	2,834	
1 企画事務事業	-1,029				-1,029	豊明市行政改革推進委員会等委員報酬 827 減 費用弁償及び普通旅費 202 減

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(企画費)				17. 備品購入費	-1,721
				18. 負担金、補助及 び交付金	-10,905
11. 市民活動推進 費	155,102	-564	154,538	10. 需用費	-2,500
				光熱水費	-2,500
				11. 役務費	-228
				保険料	-228
				12. 委託料	4,500
				13. 使用料及び賃借 料	-100
18. 負担金、補助及 び交付金	-2,236				
12. 電算管理費	185,614	-16,600	169,014	1. 報酬	-350
				8. 旅費	-80
				10. 需用費	-3,000
				消耗品費	-3,000
				11. 役務費	-220
				通信運搬費	-220
				12. 委託料	-7,740
				13. 使用料及び賃借 料	-4,210
17. 備品購入費	-720				
18. 負担金、補助及 び交付金	-280				

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 地域創生事務事業	-12,756			-650	-12,106	地域公共交通会議委員報酬 130 減 バス停ベンチ購入費 1,721 減 循環バス運行負担金 1,393 減 乗合交通負担金 588 減 高齢者タクシー運賃助成 8,924 減 事業負担金
計	-13,785			-650	-13,135	
1 市民活動推進事業	1,772				1,772	光熱水費 2,500 減 保険料 228 減 指定管理料 4,500 増
2 都市・国際交流事業	-100				-100	市民交流豊根村温泉使用料 100 減
3 区長会事業	-2,236				-2,236	集会所改修等補助金 2,236 減
計	-564				-564	
1 電算管理事業	-16,600	-9,101			-7,499	情報処理業務 350 減 費用弁償及び普通旅費 80 減 消耗品費 3,000 減 通信運搬費 220 減 電算関係委託料 7,380 減 職員研修委託料 360 減 電算関係借上料 1,810 減 A S P 等使用料 2,400 減 O A 備品購入費 720 減 あいち電子自治体推進協議会負担金 280 減

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
13. 防犯対策費	13,158	-163	12,995	10. 需用費 光熱水費	-69
				18. 負担金、補助及 び交付金	-94
計	3,169,052	-181,632	2,987,420		

2 款 総務費

2 項 徴税費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 税務総務費	266,321	-1,426	264,895	1. 報酬	-1,100
				8. 旅費	-30
				12. 委託料	-190
				13. 使用料及び賃借 料	-106
2. 徴収費	61,134	-894	60,240	1. 報酬	-894
計	327,455	-2,320	325,135		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
計	-16,600	-9,101			-7,499	
1 防犯対策事業	-163	1,000			-1,163	光熱水費 69 減 共架料 94 減
計	-163	1,000			-1,163	
	-181,632	-8,101	-87,700	-30,844	-54,987	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 税務人件費	0	7,000			-7,000	財源振替
2 地番家屋現況図修正事業	-154				-154	地番家屋現況図修正業務委託料 154 減
4 税務総務事務事業	-1,272				-1,272	課税資料整理事務等 1,100 減 費用弁償及び普通旅費 30 減 標準地鑑定業務委託料 36 減 電算関係借上料 106 減
計	-1,426	7,000			-8,426	
2 徴収事務事業	-894				-894	収納事務 894 減
計	-894				-894	
	-2,320	7,000			-9,320	

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 戸籍住民基本 台帳費	145,862	9,206	155,068	1. 報酬	-2,500
				8. 旅費	-110
				11. 役務費 通信運搬費 手数料	-997 -722 -275
				12. 委託料	12,883
				13. 使用料及び賃借 料	-70
計	145,862	9,206	155,068		

2 款 総務費

4 項 選挙費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 選挙管理委員 会費	1,807	-50	1,757	8. 旅費	-50
3. 愛知県議会議 員選挙費	25,503	-20,021	5,482	1. 報酬	-1,937
				3. 職員手当等	-6,580
				7. 報償費	-73
				8. 旅費	-12

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 戸籍住民人件費	0	388			-388	財源振替
2 住民記録電算処理事業	12,558	12,903			-345	手数料 275 減 電算関係委託料 12,903 増 戸籍総合システム等使用料 70 減
3 戸籍住民基本台帳事務事業	-3,352	-20			-3,332	住民基本台帳事務 2,500 減 会計年度任用職員費用弁償 110 減 通信運搬費 722 減 マイナポイント申込支援等業務委託料 20 減
計	9,206	13,271			-4,065	
	9,206	13,271			-4,065	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 選挙管理事業	-50				-50	費用弁償及び普通旅費 50 減
計	-50				-50	
1 愛知県議会議員選挙執行事業	-20,021	-20,021				投票管理者等報酬 1,743 減 選挙業務 194 減 超過勤務手当 6,580 減 報償品費等 73 減 普通旅費 8 減 会計年度任用職員費用弁償 4 減

2 款 総務費

4 項 選挙費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(愛知県議会議員選挙費)				10. 需用費	-1,119
				消耗品費	-500
				食糧費	-269
				印刷製本費	-250
				修繕料	-100
				11. 役務費	-945
				通信運搬費	-76
				手数料	-669
12. 委託料	-7,876				
13. 使用料及び賃借料	-979				
14. 工事請負費	-200				
17. 備品購入費	-300				
4. 市長・市議選挙費	56,289	-24,349	31,940	1. 報酬	-562
				3. 職員手当等	-2,408
				7. 報償費	-67
				8. 旅費	-16
				10. 需用費	-1,499
				消耗品費	-1,061
				食糧費	-67
印刷製本費	-315				
修繕料	-56				
11. 役務費	-5,149				
通信運搬費	-4,669				
手数料	-478				

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
						消耗品費 500 減 食糧費 269 減 印刷製本費 250 減 修繕料 100 減 通信運搬費 76 減 手数料 669 減 広告料 200 減 電算関係委託料 1,100 減 選挙公報等配布委託料 1,249 減 ポスター掲示場設置委託料 1,727 減 電話交換業務委託料 44 減 投票受付等業務委託料 2,827 減 投票所案内看板設置委託料 150 減 投票所警備委託料 192 減 開票会場設営等委託料 587 減 会場等使用料 663 減 有料道路通行料 8 減 電算関係借上料 308 減 投票所等整備工事費 200 減 備品購入費 300 減
計	-20,021	-20,021				
1 市長・市議 選挙執行事業	-24,349				-24,349	投票管理者等報酬 306 減 選挙業務 256 減 超過勤務手当 2,408 減 報償品費等 67 減 費用弁償及び普通旅費 8 減 普通旅費 8 減 消耗品費 1,061 減 食糧費 67 減 印刷製本費 315 減 修繕料 56 減 通信運搬費 4,669 減 手数料 478 減 広告料 2 減 電算関係委託料 550 減 選挙公報等配布委託料 423 減

2 款 総務費

4 項 選挙費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(市長・市議選 挙費)				広告料	-2
				12. 委託料	-6,357
				13. 使用料及び賃借 料	-1,448
				14. 工事請負費	-100
				17. 備品購入費	-100
				18. 負担金、補助及 び交付金	-6,643
計	83,676	-44,420	39,256		

2 款 総務費

5 項 統計調査費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 諸統計調査費	4,980	-487	4,493	1. 報酬	-387
				7. 報償費	-30
				10. 需用費	-50
				消耗品費	-40
				印刷製本費	-10
				11. 役務費	-20
通信運搬費	-20				
計	5,158	-487	4,671		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
						ポスター掲示場設置委託 2,996 減 料 電話交換業務委託料 21 減 投票受付等業務委託料 2,037 減 投票所案内看板設置委託 104 減 料 開票会場設営等委託料 226 減 会場等使用料 120 減 有料道路通行料 8 減 電算関係借上料 1,320 減 投票所等整備工事費 100 減 備品購入費 100 減 選挙公営交付金 6,643 減
計	-24,349				-24,349	
	-44,420	-20,021			-24,399	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 諸統計調査事業	-487	-487				統計調査員報酬 387 減 報償品費等 30 減 消耗品費 40 減 印刷製本費 10 減 通信運搬費 20 減
計	-487	-487				
	-487	-487				

2 款 総務費

6 項 監査委員費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 監査委員費	24,503	-270	24,233	8. 旅費	-270
計	24,503	-270	24,233		

2 款 総務費

7 項 交通安全対策費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 交通安全対策 費	22,765	-2,560	20,205	1. 報酬	-964
				10. 需用費 光熱水費	-300
				12. 委託料	-216
				13. 使用料及び賃借 料	-555
				14. 工事請負費	-347
				18. 負担金、補助及 び交付金	-178
計	22,765	-2,560	20,205		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 監査事業	-270				-270	費用弁償及び普通旅費 270 減
計	-270				-270	
	-270				-270	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 駐輪場維持管理事業	-1,118				-1,118	放置自転車等撤去処分費 216 減 業務委託料 土地等借上料 555 減 旧駐輪場用地原形復旧工事費 347 減
2 交通安全推進事業	-178				-178	後付け安全運転支援装置 178 減 設置促進事業費補助金
3 交通安全対策事務事業	-1,264				-1,264	交通指導員等 964 減 光熱水費 300 減
計	-2,560				-2,560	
	-2,560				-2,560	

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 社会福祉総務 費	916,802	364,792	1,281,594	10. 需用費	-1,200
				光熱水費	-1,200
				11. 役務費	-100
				通信運搬費	-100
				12. 委託料	-3,368
13. 使用料及び賃借 料	-285				
27. 繰出金	369,745				
2. 老人福祉費	1,025,240	-2,715	1,022,525	27. 繰出金	-2,715
3. 心身障害者福 祉費	2,091,252	0	2,091,252		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 福祉推進事業	-3,400			500	-3,900	通信運搬費 100 減 生活困窮者緊急生活支援 3,300 減 事業委託料
4 社会福祉総務事務事業	-1,553				-1,553	光熱水費 1,200 減 戦没者追悼式典会場設営 68 減 委託料 バス等借上料 285 減
5 国民健康保険特別会計繰出事業	369,745	1,433			368,312	保険基盤安定繰出金（保険増減分） 1,978 増 保険基盤安定繰出金（保険者支援分） 37 減 未就学児均等割保険税繰出金 158 減 職員給与費等繰出金 668 減 出産育児一時金等繰出金 136 減 財政安定化支援事業繰出金 1,301 増 その他国民健康保険特別会計繰出金 367,347 増 産前産後保険税繰出金 118
計	364,792	1,433		500	362,859	
9 介護保険特別会計繰出事業	-2,715				-2,715	事務費繰出金 2,715 減
計	-2,715				-2,715	
1 心身障害児者福祉推進事業	0	783			-783	財源振替
2 心身障害児者扶助事業	0			48	-48	財源振替

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
4. 福祉医療費	923,130	0	923,130		
5. 後期高齢者医療費	972,204	3,564	975,768	18. 負担金、補助及び交付金	-5,000
				27. 繰出金	8,564
計	5,928,628	365,641	6,294,269		

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 児童福祉総務費	1,767,974	-56,474	1,711,500	1. 報酬	-2,747
				3. 職員手当等	-567
				13. 使用料及び賃借料	-161
				18. 負担金、補助及び交付金	-1,610
				19. 扶助費	-51,389

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 福祉医療事業	0	137			-137	財源振替
1 後期高齢者医療事業	3,564	7,048			-3,484	後期高齢者医療広域連合 5,000 減 事務費負担金 後期高齢者医療事務費繰 835 減 出金 後期高齢者医療保険基盤 9,399 増 安定繰出金
計	3,564	7,048			-3,484	
	365,641	9,401		548	355,692	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 児童館等管理運営事業	-171				-171	土地等借上料 61 減 中部水道企業団加入分担 110 減 金
3 児童福祉事務事業	-56,303	-35,163			-21,140	家庭相談員報酬 1,147 減 子ども・子育て会議委員 100 減 報酬 児童手当等業務 1,500 減 会計年度任用職員期末手当 567 減 機器借上料 100 減 子育て世帯生活支援特別 1,500 減 給付金 児童手当費 38,000 減 児童福祉施設入所措置費 1,389 減 児童扶養手当費 12,000 減

3 款 民生費
2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 保育園費	2,635,773	-27,012	2,608,761	1. 報酬	-4,000
				2. 給料	-6,500
				3. 職員手当等	-2,400
				8. 旅費	-500
				10. 需用費 光熱水費	-5,000 -5,000
				12. 委託料	-723
				13. 使用料及び賃借 料	-226
				14. 工事請負費	-2,517
				18. 負担金、補助及 び交付金	-5,146
				計	4,403,747

3 款 民生費
3 項 生活保護費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 生活保護総務 費	60,705	-221	60,484	1. 報酬	-100
				3. 職員手当等	-121

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
計	-56,474	-35,163			-21,311	
1 保育人件費	-6,500				-6,500	一般職給 6,500 減
2 保育事業	-20,512	4,623			-25,135	長時間保育等業務 4,000 減 会計年度任用職員期末手当 2,400 減 会計年度任用職員費用弁償 500 減 光熱水費 5,000 減 子育て支援員養成研修委託料 723 減 機器借上料 100 減 土地等借上料 126 減 保育園水栓設備改修工事費 1,813 減 保育園調理場建具等改修工事費 704 減 日本スポーツ振興センター負担金 77 減 私立幼稚園経常費補助金 69 減 派遣保育士負担金 5,000 減
計	-27,012	4,623			-31,635	
	-83,486	-30,540			-52,946	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 生活保護事業	-221				-221	ポルトガル語通訳業務 100 減 会計年度任用職員期末手当 121 減

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	1,576,577	-221	1,576,356		

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 保健衛生総務 費	140,402	-10,050	130,352	2. 給料	-5,500
				3. 職員手当等	-4,550
2. 母子保健費	418,259	-72,800	345,459	1. 報酬	-3,600
				7. 報償費	-100
				12. 委託料	-65,500
				18. 負担金、補助及 び交付金	-3,600
3. 健康推進費	508,135	-53,718	454,417	3. 職員手当等	-578

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
計	-221				-221	
	-221				-221	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 保健衛生人件費	-10,050				-10,050	一般職給 5,500 減 地域手当 550 減 超過勤務手当 2,000 減 期末手当 1,500 減 勤勉手当 500 減
計	-10,050				-10,050	
1 母子保健活動事業	-15,800	-3,231		-50	-12,519	母子保健嘱託医報酬 900 減 乳幼児等歯科健診医報酬 700 減 各種診断等業務 2,000 減 健康講座等講師謝礼 100 減 電算関係委託料 1,000 減 乳児及び妊婦健診委託料 7,500 減 妊婦・乳児健康診査費補助金 700 減 出産・子育て応援交付金 2,500 減 不妊検査及び不妊治療費等助成金 400 減
2 子育て予防接種事業	-57,000			-59,000	2,000	予防接種委託料 57,000 減
計	-72,800	-3,231		-59,050	-10,519	
1 健康推進活動事業	-7,759	-105			-7,654	会計年度任用職員期末手当 481 減

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(健康推進費)				10. 需用費	-2,642
				印刷製本費	-2,642
				11. 役務費	176
				手数料	176
				12. 委託料	-50,464
				18. 負担金、補助及 び交付金	-210
4. 環境衛生費	19,204	-440	18,764	12. 委託料	-440
5. 保健センター 運営費	10,938	-869	10,069	10. 需用費	-869
				光熱水費	-869
6. 休日診療所運 営費	23,819	0	23,819		
計	1,127,800	-137,877	989,923		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
						成人病診断等委託料 6,851 減 電算関係委託料 217 減 骨髄移植ドナー助成金 210 減
3 新型コロナウイルス 予防接種事業	-45,959	189,213		-235,000	-172	会計年度任用職員期末手当 97 減 印刷製本費 2,642 減 手数料 176 増 接種券作成委託料 2,541 減 相談窓口委託料 11,160 減 予防接種委託料 2,656 減 電算関係委託料 3,107 減 コールセンター業務等委託料 23,932 減
計	-53,718	189,108		-235,000	-7,826	
1 環境衛生事業	-440				-440	電算関係委託料 440 減
計	-440				-440	
1 保健センター 運営事業	-869				-869	光熱水費 869 減
計	-869				-869	
1 休日診療所 運営事業	0			1,819	-1,819	財源振替
	-137,877	185,877		-292,231	-31,523	

4 款 衛生費
2 項 清掃費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 清掃総務費	925,384	-57,776	867,608	12. 委託料	-6,000
				18. 負担金、補助及 び交付金	-51,776
2. 塵芥処理費	164,827	-1,947	162,880	1. 報酬	-150
				12. 委託料	-1,797
計	1,110,790	-59,723	1,051,067		

5 款 労働費
1 項 労働諸費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 労働諸費	3,038	-3,000	38	18. 負担金、補助及 び交付金	-3,000
計	3,038	-3,000	38		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 東部知多衛生組合負担金事業	-51,776				-51,776	東部知多衛生組合負担金 51,776 減
3 清掃事業	-6,000			3,600	-9,600	資源処分委託料 6,000 減
計	-57,776			3,600	-61,376	
1 塵芥処理事業	-1,650				-1,650	塵芥処理業務 150 減 塵芥収集委託料 1,500 減
2 塵芥処理事務事業	-297				-297	一般廃棄物処理基本計画 297 減 策定業務委託料
計	-1,947				-1,947	
	-59,723			3,600	-63,323	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 労働事業	-3,000	-2,250			-750	移住支援金 3,000 減
計	-3,000	-2,250			-750	
	-3,000	-2,250			-750	

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 農業委員会費	13,520	324	13,844	1. 報酬	924
				12. 委託料	-600
2. 農業総務費	60,234	-155	60,079	12. 委託料	-155
3. 農業振興費	16,282	-516	15,766	3. 職員手当等	-116
				18. 負担金、補助及 び交付金	-400
4. 畜産事業費	450	-150	300	18. 負担金、補助及 び交付金	-150
5. 農地費	160,559	-13,017	147,542	18. 負担金、補助及 び交付金	-13,017
計	251,339	-13,514	237,825		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 農業委員会事業	324	1,309			-985	農業委員会委員等報酬 924 増 電算関係委託料 600 減
計	324	1,309			-985	
2 農村環境改善センター管理事業	-155				-155	改善センター機械保守委託料 55 減 改善センター管理委託料 100 減
計	-155				-155	
1 農業振興事業	-516	306			-822	会計年度任用職員期末手当 116 減 米生産調整推進対策奨励費補助金 400 減
計	-516	306			-822	
1 畜産事業	-150				-150	畜産振興事業補助金 150 減
計	-150				-150	
1 土地改良事業	-13,017	-2,010			-11,007	大府市排水機場負担金 721 減 県営土地改良施設耐震対策事業等負担金 2,496 減 県営たん水防除事業負担金 9,800 減
計	-13,017	-2,010			-11,007	
	-13,514	-395			-13,119	

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 商工総務費	66,733	-35	66,698	10. 需用費	-35
				印刷製本費	-35
2. 商工振興費	213,159	-1,026	212,133	11. 役務費	-400
				通信運搬費	-400
				12. 委託料	-192
				18. 負担金、補助及 び交付金	-434
3. 観光費	10,737	-280	10,457	10. 需用費	-280
				修繕料	-280
4. 消費者行政推 進費	3,857	-100	3,757	8. 旅費	-100
計	294,486	-1,441	293,045		

8 款 土木費

1 項 土木管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 維持管理総務 費	13,875	-1,746	12,129	8. 旅費	-56
				10. 需用費	-166
				消耗品費	-166
				12. 委託料	-803

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 商工総務事務事業	-35				-35	印刷製本費 35 減
計	-35				-35	
1 商工業振興補助事業	-1,026				-1,026	通信運搬費 400 減 小規模店舗利用促進事業 192 減 委託料 小規模事業者経営改善資 134 減 金利子補給 社宅整備支援事業補助金 300 減
計	-1,026				-1,026	
2 観光事務事業	-280				-280	修繕料 280 減
計	-280				-280	
1 消費者行政推進事業	-100				-100	普通旅費 100 減
計	-100				-100	
	-1,441				-1,441	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 道路台帳管理事業	-803				-803	道路台帳修正業務委託料 803 減
2 維持管理総務事務事業	-943				-943	普通旅費 56 減 消耗品費 166 減

8 款 土木費

1 項 土木管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(維持管理総務 費)				18. 負担金、補助及 び交付金	-721
計	91,854	-1,746	90,108		

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 道路維持費	394,571	-3,100	391,471	10. 需用費	-3,000
				光熱水費	-3,000
				21. 補償、補填及び 賠償金	-100
2. 道路新設改良 費	173,063	-250	172,813	21. 補償、補填及び 賠償金	-250
計	598,548	-3,350	595,198		

8 款 土木費

3 項 河川費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 河川新設改良 費	50,384	-7,000	43,384	12. 委託料	-7,000

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
						急傾斜地崩壊防止事業負担金 721 減
計	-1,746				-1,746	
	-1,746				-1,746	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 道路維持事業	-3,000	-8,982	3,000	-107	3,089	光熱水費 3,000 減
2 道路管理事業	-100				-100	物件移転等補償費 100 減
計	-3,100	-8,982	3,000	-107	2,989	
1 道路新設改良事業	-250	-30,770			30,520	支障移転補償費 250 減
計	-250	-30,770			30,520	
	-3,350	-39,752	3,000	-107	33,509	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 河川改修事業	-7,000	2,447			-9,447	調査測量設計等委託料 7,000 減
計	-7,000	2,447			-9,447	

8 款 土木費
3 項 河川費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	107,716	-7,000	100,716		

8 款 土木費
4 項 都市計画費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 都市計画総務 費	178,725	-7,190	171,535	1. 報酬	-45
				12. 委託料	-1,803
				13. 使用料及び賃借 料	26
				14. 工事請負費	2,112
				18. 負担金、補助及 び交付金	-7,480
2. 市街地開発費	313,751	-34,956	278,795	1. 報酬	-417
				11. 役務費 通信運搬費	-39 -39
				18. 負担金、補助及 び交付金	-34,500

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
	-7,000	2,447			-9,447	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 都市計画調査事業	-1,404				-1,404	都市計画審議会等委員報酬 45 減 都市計画基礎調査等委託料 1,359 減
3 都市計画事務事業	-5,786	-4,087			-1,699	木造住宅耐震診断委託料 519 減 空家等対策関連委託料 75 土地借上料 26 特定空家解体工事費 2,112 住宅・建築物安全ストック形成事業補助金 4,302 減 親との同居・近居購入費補助金 2,557 減 空家等対策推進事業補助金 621 減
計	-7,190	-4,087			-3,103	
1 市街地開発事業	-34,956		-21,200		-13,756	市街地整備アドバイザー報酬 205 減 市街地整備業務 212 減 通信運搬費 39 減 寺池土地区画整理事業補助金 11,000 減 間米南部土地区画整理事業補助金 23,500 減
計	-34,956		-21,200		-13,756	

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 街路事業費	31,241	-21,417	9,824	12. 委託料	-21,417
4. 公園事業費	197,055	-682	196,373	12. 委託料	-627
				14. 工事請負費	-55
6. 緑化事業費	7,332	-3,301	4,031	10. 需用費 消耗品費	-300
				12. 委託料	-116
				18. 負担金、補助及 び交付金	-2,885
7. 有料駐車場事 業費	3,002	-500	2,502	14. 工事請負費	-500
計	1,270,939	-68,046	1,202,893		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 街路事務事業	-21,417	-4,980			-16,437	調査測量設計等委託料 21,417 減
計	-21,417	-4,980			-16,437	
1 二村山緑地整備事業	-55				-55	公園施設維持管理工事費 55 減
2 公園施設改修事業	-627	-1,147		280	240	調査測量設計等委託料 627 減
3 公園施設維持管理事業	0			950	-950	財源振替
計	-682	-1,147		1,230	-765	
1 緑化対策事業	-3,301	-2,895			-406	消耗品費 300 減 緑化推進委託料 116 減 都市緑化推進事業補助金 2,885 減
計	-3,301	-2,895			-406	
1 有料駐車場維持管理事業	-500				-500	営繕工事費 500 減
計	-500				-500	
	-68,046	-13,109	-21,200	1,230	-34,967	

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 常備消防費	781,886	-101	781,785	18. 負担金、補助及 び交付金	-101
2. 非常備消防費	36,699	-1,639	35,060	1. 報酬	-57
				7. 報償費	-1,582
3. 消防施設費	27,091	-1,000	26,091	18. 負担金、補助及 び交付金	-1,000
4. 災害対策費	42,836	-2,285	40,551	7. 報償費	-60
				12. 委託料	-306
				14. 工事請負費	-1,919
計	888,512	-5,025	883,487		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 常備消防活動事業	-101				-101	女性防火クラブ交付金 101 減
計	-101				-101	
1 非常備消防活動事業	-1,639			-1,582	-57	消防防災業務 57 減 消防団員退職報償金 1,582 減
計	-1,639			-1,582	-57	
1 消防施設設置事業	-1,000				-1,000	立上り消火栓設置等補助 1,000 減金
計	-1,000				-1,000	
1 災害対策事業	-67				-67	訓練会場整備委託料 67 減
2 災害対策事務事業	-2,218		-1,600		-618	講師謝礼 60 減 市防災行政無線保守委託料 187 減 機械器具等保守点検委託料 52 減 無停電電源装置取替工事 1,919 減費
計	-2,285		-1,600		-685	
	-5,025		-1,600	-1,582	-1,843	

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 事務局費	148,805	-386	148,419	13. 使用料及び賃借料	-61
				18. 負担金、補助及び交付金	-325
3. 教育振興費	648,874	-19,115	629,759	1. 報酬	-6,500
				3. 職員手当等	-3,571
				8. 旅費	-100
				10. 需用費 印刷製本費 光熱水費	-600 -200 -400
				12. 委託料	-2,364
				13. 使用料及び賃借料	-700
				18. 負担金、補助及び交付金	-4,080
				20. 貸付金	-1,200

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 事務局事務事業	-386	3,013			-3,399	検診器具借上料 61 減 愛知地区教育委員会連絡 224 減 協議会分担金 愛知地区学校保健会負担 101 減 金
計	-386	3,013			-3,399	
1 教育振興事業	-1,864	-5,215			3,351	小中学校英語指導助手派 1,456 減 遣業務委託料 イングリッシュキャンプ 285 減 事業委託料 学校水泳運動指導業務委 123 減 託料
2 教育振興補助事業	-4,980				-4,980	部活動運営費補助金 700 減 食物アレルギー学校生活 230 減 管理指導表作成補助金 修学旅行キャンセル料等 2,850 減 補助金 ふるさと応援奨学金 1,200 減
3 教育相談事業	-2,344				-2,344	適応指導業務 1,500 減 スクールソーシャルワーカー報酬 会計年度任用職員期末手当 94 減 印刷製本費 200 減
4 教育振興事務事業	-8,127				-8,127	学校教育指導員報酬 1,200 減 養護教員補助業務 600 減 特別支援教育支援業務 250 減 定住外国人日本語教育推進事業業務 1,800 減 会計年度任用職員期末手当 3,477 減 当

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(教育振興費)					
計	800,421	-19,501	780,920		

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	366,982	-25,197	341,785	1. 報酬	-97
				10. 需用費 光熱水費	-18,000
				12. 委託料	-500
				13. 使用料及び賃借 料	-300
				16. 公有財産購入費	-6,300
2. 教育振興費	125,937	-4,816	121,121	17. 備品購入費	-2,780
				18. 負担金、補助及 び交付金	-236

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
						費用弁償及び普通旅費 100 減 バス等借上料 700 減
5 放課後育成事業	-1,800	-3,840			2,040	放課後子ども教室運営等 600 減 業務 光熱水費 400 減 学校体育施設開放管理委託料 500 減 放課後児童健全育成事業補助金 300 減
計	-19,115	-9,055			-10,060	
	-19,501	-6,042			-13,459	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 小学校管理事務事業	-25,197	1,925		-6,000	-21,122	校医報酬 97 減 光熱水費 18,000 減 電算関係委託料 100 減 スクールバス委託料 400 減 賃借料 300 減 学校用地購入費 6,300 減
計	-25,197	1,925		-6,000	-21,122	
1 小学校教育振興事業	-2,780			50	-2,830	図書及び器具購入費 50 増 教材費 2,661 減 理科備品購入費 169 減

10 款 教育費
2 項 小学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(教育振興費)				19. 扶助費	-1,800
計	492,919	-30,013	462,906		

10 款 教育費
3 項 中学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	174,920	-7,620	167,300	1. 報酬	-120
				10. 需用費 光熱水費	-7,500 -7,500
2. 教育振興費	53,077	-2,269	50,808	18. 負担金、補助及 び交付金	-269
				19. 扶助費	-2,000
計	227,997	-9,889	218,108		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 小学校教育 振興補助事業	-236				-236	日本スポーツ振興センタ 236 減 一負担金
3 小学校扶助 事業	-1,800				-1,800	要保護・準要保護就学援 1,500 減 助費 特別支援教育就学奨励費 300 減
計	-4,816			50	-4,866	
	-30,013	1,925		-5,950	-25,988	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 中学校管理 事務事業	-7,620	962			-8,582	校医報酬 120 減 光熱水費 7,500 減
計	-7,620	962			-8,582	
2 中学校教育 振興補助事業	-269				-269	学力検査等負担金 97 減 日本スポーツ振興センタ 172 減 一負担金
3 中学校扶助 事業	-2,000				-2,000	要保護・準要保護就学援 2,000 減 助費
計	-2,269				-2,269	
	-9,889	962			-10,851	

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 社会教育総務 費	47,710	-664	47,046	1. 報酬	-350
				3. 職員手当等	-34
				8. 旅費	-10
				18. 負担金、補助及 び交付金	-270
2. 公民館費	25,542	-4,057	21,485	1. 報酬	-800
				3. 職員手当等	-157
				7. 報償費	-100
				10. 需用費 光熱水費	-300 -300
				12. 委託料	-2,200
				13. 使用料及び賃借 料	-500
3. 図書館費	113,294	-2,252	111,042	1. 報酬	-400
				3. 職員手当等	-141
				10. 需用費 光熱水費	-1,000 -1,000
				12. 委託料	-600
				13. 使用料及び賃借 料	-52
				17. 備品購入費	-59

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 社会教育活動事業	-394				-394	社会教育委員等報酬 100 減 社会教育等業務 250 減 会計年度任用職員期末手当 34 減 会計年度任用職員費用弁償 10 減
3 社会教育関係団体補助事業	-270				-270	青少年健全育成モデル地区補助金 270 減
計	-664				-664	
1 公民館活動事業	-600				-600	公民館講座講師謝礼 100 減 駐車サービス券等 500 減
2 公民館維持管理事業	-3,457				-3,457	南部公民館受付等業務 800 減 会計年度任用職員期末手当 157 減 光熱水費 300 減 施設清掃委託料 1,000 減 南部公民館管理委託料 1,200 減
計	-4,057				-4,057	
2 図書館活動事業	-600				-600	司書業務等 400 減 会計年度任用職員期末手当 141 減 図書館備品購入費 59 減
3 図書館維持管理事業	-1,652				-1,652	光熱水費 1,000 減 施設清掃等委託料 600 減 機器借上料 52 減

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
4. 文化財保護費	9,229	-268	8,961	1. 報酬	-68
				10. 需用費 光熱水費	-100
				18. 負担金、補助及 び交付金	-100
5. 市史編さん費	3,881	-84	3,797	3. 職員手当等	-84
7. 文化会館費	101,893	3,500	105,393	12. 委託料	3,500
8. 青少年対策費	5,525	-793	4,732	7. 報償費	-200
				10. 需用費 食糧費	-50
				12. 委託料	-350
				13. 使用料及び賃借 料	-193
9. 陶芸の館費	2,426	-100	2,326	10. 需用費 光熱水費	-100
計	315,165	-4,718	310,447		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
計	-2,252				-2,252	
1 文化財保護事業	-268				-268	文化財保護委員会委員等報酬 68 減 光熱水費 100 減 文化財保護補助金 100 減
計	-268				-268	
1 市史編さん事業	-84				-84	会計年度任用職員期末手当 84 減
計	-84				-84	
2 文化会館維持管理事業	3,500				3,500	指定管理料 3,500 増
計	3,500				3,500	
1 青少年対策事業	-793				-793	講座等講師謝礼 200 減 食糧費 50 減 二十歳の会会場設営等委託料 300 減 家庭教育学級講座委託料 50 減 バス等借上料 193 減
計	-793				-793	
1 陶芸の館管理事業	-100				-100	光熱水費 100 減
計	-100				-100	
	-4,718				-4,718	

10 款 教育費

5 項 保健体育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 保健体育総務 費	25,724	-896	24,828	1. 報酬	-99
				8. 旅費	-65
				12. 委託料	-166
				13. 使用料及び賃借 料	-346
				18. 負担金、補助及 び交付金	-220
2. 体育施設費	215,903	-9,497	206,406	10. 需用費 消耗品費	-490
				12. 委託料	-950
				13. 使用料及び賃借 料	-50
				16. 公有財産購入費	-8,007
3. 学校給食費	786,399	-7,461	778,938	1. 報酬	-2,425
				3. 職員手当等	-586
				10. 需用費 光熱水費	-4,000
				12. 委託料	-450

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 スポーツ振興事業	-166				-166	全国一斉あそびの日開催委託料 166 減
3 保健体育総務事務事業	-730				-730	スポーツ推進計画審議会委員報酬 45 減 指定管理者審査委員会委員報酬 54 減 費用弁償及び普通旅費 65 減 有料道路通行料等 19 減 バス等借上料 327 減 スポーツ推進委員連絡協議会負担金 171 減 諸負担金 49 減
計	-896				-896	
1 体育施設維持管理事業	-9,497			-8,000	-1,497	消耗品費 490 減 指定管理料 950 減 機器借上料 50 減 体育施設用地購入費 8,007 減
計	-9,497			-8,000	-1,497	
2 給食センター活動事業	-3,011				-3,011	給食調理洗浄業務 2,425 減 会計年度任用職員期末手当 586 減
3 給食センター維持管理事業	-4,450				-4,450	光熱水費 4,000 減 清掃等委託料 450 減
4 給食センター整備事業	0		-139,500	150,000	-10,500	財源振替

10 款 教育費

5 項 保健体育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	1,028,026	-17,854	1,010,172		

13 款 諸支出金

1 項 基金費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 財政調整基金 費	3,009	1,382,022	1,385,031	24. 積立金	1,382,022
5. 森林環境譲与 税基金費	530	-530	0	24. 積立金	-530
6. 企業版ふるさ と納税基金費	10,000	-6,000	4,000	24. 積立金	-6,000
計	15,596	1,375,492	1,391,088		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
計	-7,461		-139,500	150,000	-17,961	
	-17,854		-139,500	142,000	-20,354	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 財政調整基金積立事業	1,382,022			105	1,381,917	財政調整基金積立金 1,382,022 増
計	1,382,022			105	1,381,917	
1 森林環境譲与税基金積立事業	-530			-530		森林環境譲与税基金積立 530 減金
計	-530			-530		
1 企業版ふるさと納税基金積立事業	-6,000			-6,000		企業版ふるさと納税基金 6,000 減積立金
計	-6,000			-6,000		
	1,375,492			-6,425	1,381,917	

議案第 3 5 号

令和 5 年度

豊明市国民健康保険特別会計補正予算書（第 2 号）

議案第 35 号

令和 5 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度豊明市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 364,622 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,585,528 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 26 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		1,237,357	-92,646	1,144,711
	1 国民健康保険税	1,237,357	-92,646	1,144,711
2 国庫支出金		1	222	223
	1 国庫補助金	1	222	223
3 県支出金		4,250,590	-3,025	4,247,565
	1 県補助金	4,250,589	-3,025	4,247,564
4 財産収入		42	1	43
	1 財産運用収入	42	1	43
5 繰入金		724,114	419,745	1,143,859
	1 一般会計繰入金	626,114	369,745	995,859
	2 基金繰入金	98,000	50,000	148,000
6 繰越金		1	40,325	40,326
	1 繰越金	1	40,325	40,326
歳入合計		6,220,906	364,622	6,585,528

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		89,460	-582	88,878
	1 総務管理費	72,306	-92	72,214
	2 徴税費	17,008	-490	16,518
2 保険給付費		4,173,771	0	4,173,771
	4 出産育児諸費	23,510	0	23,510
3 国民健康保険事業費納付金		1,877,879	0	1,877,879
	1 医療給付費納付金	1,317,576	0	1,317,576
	2 後期高齢者支援金等納付金	419,507	0	419,507
	3 介護納付金分納付金	140,796	0	140,796
4 保健事業費		69,065	-3,025	66,040
	2 保健事業費	8,644	-3,025	5,619
5 基金積立金		42	367,348	367,390
	1 基金積立金	42	367,348	367,390
7 諸支出金		5,412	881	6,293
	1 償還金及び還付加算金	5,412	881	6,293
歳 出 合 計		6,220,906	364,622	6,585,528

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

1 款 国民健康保険税

1 項 国民健康保険税

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般被保険者国民健康保険税	1,237,292	-92,646	1,144,646
計	1,237,357	-92,646	1,144,711

2 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	86	86
5. 出産育児一時金臨時補助金	0	136	136
計	1	222	223

単位：千円

節		金額	説明	
区分				
1. 医療給付費分現年課税分		-65,232	医療給付費分現年課税分	65,232 減
3. 介護納付金分現年課税分		-7,158	介護納付金分現年課税分	7,158 減
5. 後期高齢者支援金分現年課税分		-20,256	後期高齢者支援金分現年課税分	20,256 減

単位：千円

節		金額	説明	
区分				
1. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金		86	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	86
1. 出産育児一時金臨時補助金		136	出産育児一時金臨時補助金	136

3 款 県支出金

1 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 保険給付費等交付金	4,250,589	-3,025	4,247,564
計	4,250,589	-3,025	4,247,564

4 款 財産収入

1 項 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 利子及び配当金	42	1	43
計	42	1	43

5 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	626,114	369,745	995,859

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 特別交付金	-3,025	保険者努力支援分 3,025 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 利子及び配当金	1	国民健康保険財政調整基金利子 1 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	1,978	保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分) 1,978 増
2. 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	-37	保険基盤安定繰入金 (保険者支援分) 37 減
3. 未就学児均等割保険 税繰入金	-158	未就学児均等割保険税繰入金 158 減
4. 職員給与費等繰入金	-668	職員給与費等繰入金 668 減

5 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
(一般会計繰入金)			
計	626,114	369,745	995,859

5 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険財政調整基金繰入金	98,000	50,000	148,000
計	98,000	50,000	148,000

6 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	40,325	40,326
計	1	40,325	40,326

単位：千円

節		金額	説明
区分			
5. 出産育児一時金等繰入金	-136	出産育児一時金等繰入金	136 減
6. 財政安定化支援事業繰入金	1,301	財政安定化支援事業繰入金	1,301 増
7. その他一般会計繰入金	367,347	その他一般会計繰入金	367,347 増
8. 産前産後保険税繰入金	118	産前産後保険税繰入金	118

単位：千円

節		金額	説明
区分			
1. 国民健康保険財政調整基金繰入金	50,000	国民健康保険財政調整基金繰入金	50,000 増

単位：千円

節		金額	説明
区分			
1. 繰越金	40,325	繰越金	40,325 増

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	71,819	-80	71,739	10. 需用費	-80
				印刷製本費	-80
2. 連合会負担金	487	-12	475	18. 負担金、補助及 び交付金	-12
計	72,306	-92	72,214		

1 款 総務費

2 項 徴税费

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 賦課徴収費	17,008	-490	16,518	11. 役務費	-490
				通信運搬費	-350
				手数料	-140
計	17,008	-490	16,518		

2 款 保険給付費

4 項 出産育児諸費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 出産育児一時 金	23,500	0	23,500		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 保険給付事業	0	86		-86		財源振替
3 一般管理事務事業	-80			-80		印刷製本費 80 減
計	-80	86		-166		
1 連合会負担金事業	-12			-12		国民健康保険団体連合会負担金 12 減
計	-12			-12		
	-92	86		-178		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 賦課徴収事業	-490			-490		通信運搬費 350 減 手数料 140 減
計	-490			-490		
	-490			-490		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 出産育児事業	0	136		-136		財源振替

2 款 保険給付費

4 項 出産育児諸費

目	補正前 の額	補正額	計	節	
				区分	金額
計	23,510	0	23,510		

3 款 国民健康保険事業費納付金

1 項 医療給付費納付金

目	補正前 の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1. 一般被保険者 医療給付費納 付金	1,317,363	0	1,317,363		
計	1,317,576	0	1,317,576		

3 款 国民健康保険事業費納付金

2 項 後期高齢者支援金等納付金

目	補正前 の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1. 一般被保険者 後期高齢者支 援金等納付金	419,507	0	419,507		
計	419,507	0	419,507		

3 款 国民健康保険事業費納付金

3 項 介護納付金分納付金

目	補正前 の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1. 介護納付金分 納付金	140,796	0	140,796		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
	0	136		-136		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般被保険者医療給付費納付金事業	0			25,788	-25,788	財源振替
	0			25,788	-25,788	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般被保険者後期高齢者支援金等納付金事業	0			20,256	-20,256	財源振替
	0			20,256	-20,256	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 介護納付金分納付金事業	0			7,158	-7,158	財源振替

3 款 国民健康保険事業費納付金

3 項 介護納付金分納付金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	140,796	0	140,796		

4 款 保健事業費

2 項 保健事業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 保健衛生普及 費	8,644	-3,025	5,619	12. 委託料	-3,025
計	8,644	-3,025	5,619		

5 款 基金積立金

1 項 基金積立金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 国民健康保険 財政調整基金 費	42	367,348	367,390	24. 積立金	367,348
計	42	367,348	367,390		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
	0			7,158	-7,158	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 保健衛生普及事業	-3,025	-3,025				データヘルス計画策定業 3,025 減務委託料
計	-3,025	-3,025				
	-3,025	-3,025				

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 国民健康保険財政調整基金積立事業	367,348			367,348		国民健康保険財政調整 367,348 増基金積立金
計	367,348			367,348		
	367,348			367,348		

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 償還金	10	881	891	22. 償還金、利子及 び割引料	881
計	5,412	881	6,293		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 返還事業	881				881	返還金 881 増
計	881				881	
	881				881	

議案第 36 号

令和 5 年度

豊明市介護保険特別会計補正予算書（第 3 号）

議案第 36 号

令和 5 年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度豊明市の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 194,296 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,627,603 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 26 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
6 財産収入		1	570	571
	1 財産運用収入	1	570	571
7 繰入金		1,041,256	-2,715	1,038,541
	1 一般会計繰入金	846,824	-2,715	844,109
8 繰越金		32,352	196,441	228,793
	1 繰越金	32,352	196,441	228,793
歳入合計		5,433,307	194,296	5,627,603

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		156,071	-2,715	153,356
	3 介護認定審査会費	41,377	-2,715	38,662
5 基金積立金		1	197,011	197,012
	1 基金積立金	1	197,011	197,012
歳 出 合 計		5,433,307	194,296	5,627,603

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

6 款 財産収入

1 項 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 利子及び配当金	1	570	571
計	1	570	571

7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
4. その他一般会計繰入金	153,964	-2,715	151,249
計	846,824	-2,715	844,109

8 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	32,352	196,441	228,793
計	32,352	196,441	228,793

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 利子及び配当金	570	介護給付費準備基金利子 570 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 事務費繰入金	-2,715	事務費繰入金 2,715 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	196,441	繰越金 196,441 増

歳 出

1 款 総務費

3 項 介護認定審査会費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 介護認定審査 会費	10,198	-2,080	8,118	1. 報酬	-2,080
2. 認定調査等費	31,179	-635	30,544	1. 報酬	-200
				11. 役務費	-182
				通信運搬費	-100
				広告料	-82
12. 委託料	-253				
計	41,377	-2,715	38,662		

5 款 基金積立金

1 項 基金積立金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 介護給付費準 備基金積立金	1	197,011	197,012	24. 積立金	197,011
計	1	197,011	197,012		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 介護認定審査会事業	-2,080			-2,080		介護認定審査会委員報酬 2,080 減
計	-2,080			-2,080		
1 認定調査等事業	-635			-635		要介護認定調査業務 200 減 通信運搬費 100 減 広告料 82 減 要介護認定調査委託料 253 減
計	-635			-635		
	-2,715			-2,715		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 介護給付費準備基金積立事業	197,011			197,011		介護給付費準備基金積立金 197,011 増
計	197,011			197,011		
	197,011			197,011		

議案第 37 号

令和 5 年度

豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算書（第 3 号）

議案第 37 号

令和 5 年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度豊明市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,996 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,262,142 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 26 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		183,606	8,564	192,170
	1 一般会計繰入金	183,606	8,564	192,170
3 繰越金		1	3,833	3,834
	1 繰越金	1	3,833	3,834
4 諸収入		47,507	-401	47,106
	3 後期高齢者医療 広域連合支出金	46,170	-401	45,769
歳入合計		1,250,146	11,996	1,262,142

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		71,359	-1,236	70,123
	1 総務管理費	9,943	-780	9,163
	2 徴収費	6,916	-55	6,861
	3 保健費	54,500	-401	54,099
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		1,177,202	13,232	1,190,434
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	1,177,202	13,232	1,190,434
歳 出 合 計		1,250,146	11,996	1,262,142

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

2 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 事務費繰入金	25,689	-835	24,854
2. 保険基盤安定繰入金	157,917	9,399	167,316
計	183,606	8,564	192,170

3 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	3,833	3,834
計	1	3,833	3,834

4 款 諸収入

3 項 後期高齢者医療広域連合支出金

目	補正前の額	補正額	計
1. 受託事業収入	45,040	-401	44,639
計	46,170	-401	45,769

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 事務費繰入金	-835	事務費繰入金 835 減
1. 保険基盤安定繰入金	9,399	保険基盤安定繰入金 9,399 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	3,833	繰越金 3,833 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 受託事業収入	-401	健診事業等受託収入 401 減

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	9,943	-780	9,163	11. 役務費	-424
				通信運搬費	-424
				17. 備品購入費	-356
計	9,943	-780	9,163		

1 款 総務費

2 項 徴収費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 徴収費	6,916	-55	6,861	11. 役務費	-55
				通信運搬費	-55
計	6,916	-55	6,861		

1 款 総務費

3 項 保健費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 保健費	54,500	-401	54,099	1. 報酬	-401
計	54,500	-401	54,099		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般管理事務事業	-780			-780		通信運搬費 424 減 備品購入費 356 減
計	-780			-780		
	-780			-780		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 徴収事業	-55			-55		通信運搬費 55 減
計	-55			-55		
	-55			-55		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 保健事業	-401			-401		保健事業等業務 401 減
計	-401			-401		
	-401			-401		

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,177,202	13,232	1,190,434	18. 負担金、補助及び交付金	13,232
計	1,177,202	13,232	1,190,434		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 後期高齢者医療広域連合納付金事業	13,232			13,232		後期高齢者医療広域連合 13,232 増負担金
計	13,232			13,232		
	13,232			13,232		